

会 議 記 録					
会議の名称		決算特別委員会 (全体会)			会議場所 全員協議会室
		担当職員 鈴木 智			
日 時		平成30年9月26日(水)		開 議	午前 10 時 50 分
				閉 議	午後 3 時 56 分
出席委員		小松委員長、西口副委員長(産業建設分科会委員長)、奥野総務文教分科会委員長、平本環境厚生分科会委員長 ほか委員16人 (欠席:奥村委員) [湊議長、山本議員]			
執行機関出席者					
事務局出席者		片岡事務局長、山内次長、鈴木議事調査係長、池永主任、山末主事			
傍聴	可	市民0名	報道関係者0名	執行機関0名	—

会 議 の 概 要

1 0 : 5 0

1 開 議

[小松委員長 開議]

[事務局長 説明]

2 決算審査

(1) 分科会委員長報告(報告、質疑)

[報告]

[奥野総務文教分科会委員長 分科会審査報告]

[平本環境厚生分科会委員長 分科会審査報告]

[西口産業建設分科会委員長 分科会審査報告]

[質疑]

なし

(2) 事務事業評価(分科会)結果(質疑)

[質疑]

<酒井委員>

総務文教分科会の評価結果において、文化センター運営経費に関し、人権福祉センターの管理運営にあたっては適正に対応されたい等とあるが、どのような現状で、具体的にどうするかという話はあったのか。

<奥野委員(総務文教分科会委員長)>

文化センターの運営管理については、以前から指摘されていた中で、市が主体性を持って、適正に管理されたいということであった。特に、NPO法人との関係も含め、十分見直ししながら、管理に努めていきたいということである。

<酒井委員>

現状では完全に改まっておらず、答弁としては、今までのようにしっかりしていきたいという程度のものであったのか。具体的には何もなかったのか。

<奥野委員（総務文教分科会委員長）>

具体的に何かするというのではなく、我々の指摘も含めながら、例外扱いされることなく、今後運営していきたいということである。

<酒井委員>

学校運営経費の選択制デリバリー弁当については、「見直しの上継続」という結果になっているが、各委員の意見は給食を基本にやっていくということであったのか。それとも、このデリバリー弁当を広げていくということであったのかどちらか。

<奥野委員（総務文教分科会委員長）>

デリバリー弁当については、いろいろと意見があり、試行錯誤の中で、今は1校で実施している。その状況については、いいところもあれば、悪いところもある。これまで、コンビニで弁当を買っていた生徒が、栄養面でバランスのとれたデリバリー弁当を食べていることについては、やはり前進であったということである。今後、費用も少しかかっている中で、これを各学校に広げていくのかという話になった。とりあえず現状を踏まえながら、もう少し経過を見ていき、そこで見直しながら継続していこうということであった。

<酒井委員>

今は試行中であり続けていくのはよい。委員会としては、それを広げていくという意味の「見直しの上継続」ではなく、給食が原則という意見はどれくらいあったのか。

<奥野委員（総務文教分科会委員長）>

事務事業評価結果にもあるように、完全実施を前提として継続を図りたいということである。

11 : 13

（3）委員間討議

<小松委員長>

委員間討議を実施することについて意見はないか。

<酒井委員>

人材確保については、環境厚生分科会でも問題になっていた。これから確保が非常に難しくなっていく。やめる人も多いみたいであり、その中で、専門的な知識を持つ職員をきちんと確保し、どうすればよいか論点になっていた。ほかの所管でも同じような問題があると思うので、委員間討議を実施したい。

<小松委員長>

酒井委員から職員の人材確保について意見が出たが、それに対しての意見はないか。

<福井委員>

新しく入った若い職員を1～5年育て、やっと一人前になったのに、公

務員試験を受け直し、他の市役所へ行ってしまうことがあるということ、ここ数年聞いている。親が住んでいるなど、いろんな事情があるかもしれないので、そういう意味では仕方ないと思うが、今までのやり方は、時代に合わなくなってきた。今後、考えていかないといけないと思っている。

<木曾委員>

特に技術職が求められているが、なかなか人材確保ができていない。人材が育っていない状況で、災害が非常に多く発生している中においては、非常に大切になってきている。また、高齢化に伴い、専門性を持った人材が必要になってくることも含め、もう少しきめ細かな人材確保が必要だと考えている。

<西口副委員長>

このことは懸念している。一次試験が非常に難しく、非常に優秀な人が、淘汰されている現状もある。入りたいという思いを持つ人にとって、ハードルが非常に高いと聞いている。このことも踏まえ、有能な職員の選り方として、試験の成績はそこまでのレベルに達していなくても、貢献できるような環境になっていけばよいと感じている。

<酒井委員>

いろいろ課題は多いと思う。環境厚生分科会で問題になっていたのは、福祉系の専門職については、非常勤として異動がないものとして採用している。しかし、待遇が悪いことと、負担が重く、人数も確保できていないため、やっと仕事を覚えて、相談者と信頼関係を築いたころにやめられるのは非常に損失だと思う。何が問題かということ、正職員になるのに、今の仕組み上、いろいろとハードルがあるということを知っている。採用についても、いろいろなハードルがあると思うので、新しく入った人に続けてもらうための仕組みについて、今までとは違うことを考えないといけないと思う。全体会で話し合うのにふさわしい論点であると考えられる。

<馬場委員>

正規雇用をしっかりと、嘱託職員やパートの雇用形態から改めていくことについて議論された。また、専門職であっても、3年に1回程度の異動があるが、その蓄積もしっかりと図り、専門職が常にいるようにしてほしいという意見が多く出されていた。

<竹田委員>

採用よりも、入ってからの訓練、教育、研修を充実することにより、かなり改善されるのではないかと。福祉の分野には、専門職以外の人も多くいるが、そのことをしっかりとやれば、知識として持つことができ、仕事ができるようになる。基本的には、同じ人がずっとやっていくのはよくないと思う。一定の期限がないと、惰性的なところは絶対に出てくる。一般の会社であっても、異動がない部分については、お互いがシフトを組み、相手を見るという形で切磋琢磨し、牽制し、評価し合っていると思う。役所は一定期間で異動があるので、マニュアル化に強いところである。今の社会の実情に合っていない部分で、役所の研修

システムをしっかりとしていかなければならない部分もあると思う。

<藤本委員>

総務文教分科会の選択制デリバリー弁当の導入については、学校給食の完全実施を前提としたものである。「選択制デリバリー弁当導入事業については、学校給食の完全実施を前提として、事業を見直しの上、継続を図りたい。」ということは、デリバリー弁当を拡充するのが目的ではなく、完全給食に向けて、しっかりと事業を見直し、継続していくという趣旨だと理解している。京都府下においても、8割以上の中学校で完全給食が実施されている。亀岡においては、デリバリー弁当を実施する中で、しっかりと完全給食を実施していく趣旨のものではないかと理解しているが、どのような内容であったのか。

<小松委員長>

今は質疑ではない。選択制デリバリー弁当、また、給食についての論点があった。これに対する意見はないか。

<福井委員>

先ほど、委員長が答弁されていたが、選択制デリバリー弁当について、総務文教分科会に所属している私の観点で話をさせていただく。詳徳中学校で試行実施されており、決算の段階では半年間の実施ということであった。1年ほど実施したが、利用している生徒の人数が少ない中で、現状について、教育委員会から説明があった。お弁当を持ってこられず、コンビニでおにぎりを買って食べる生徒がいるが、このような生徒の場合には、全てではないが、一定効果があったことは理解できた。私の考え方としては、今言われているように、基本的には中学校給食を目指すということであった。しかし、現状では、選択制デリバリー弁当を導入し、よくなっている部分も認められるものであり、当然、試行としては続け、その中で今後どうしていくのかについて決めていこうということである。このときに私が言ったのは、選択制デリバリー弁当を全校に広げ、それで終わりではだめだということである。私はそういう観点で話をした。ほかの委員がどう思われるかわからないので、もうそれ以上は言えない。

<木曾委員>

詳徳中学校の選択制デリバリー弁当の現状を、校長から聞いているが、非常に好評なようである。ほかの学校も取り入れたいということも言われているようである。議会としてもその現状を知っておくことが大事だと思う。決して、完全給食を否定するものではないが、今、取り組んでいる状況をしっかりと踏まえた中で、これまで弁当を持ってこられなかった生徒が、それによって本当に救われている状況がある。母親が忙しいときに、お弁当の代わりにしているという状況がある。もう1点は、学校の先生の負担をなくして、申込めるシステムになっているので、非常にありがたいということを言われている。私も将来的な方向性としては、完全給食を目指していけばいいと思う。詳徳中学校でストップしてしまい、ほかの中学校には広がらないということには、ならないようにすべきである。それも含め、最終的には完全給食に持っていける状況をつく

っていくというのも、1つの手法だと思っている。かなりの高額な費用が必要となるので、段階的にしていくのも1つの方法だということを、現状を見て思う。

<齊藤委員>

中学校給食については、私もずっと必要だと思っていたが、いろいろ研究していくと、やはり選択制デリバリー弁当が最適ではないかと思っている。中学校給食となると、給食センターの設置等、8～10億円ぐらいの多額の費用が必要になってくる。果たしてそれが必要かどうかというのもある。しかし、今、親が弁当をつくらないということもあり、空腹で1日を過ごす生徒もいる中で、選択制デリバリー弁当が最適ではないか考えるものである。一番経費のかからないのが、選択制デリバリー弁当である。木曾委員から、非常に好評であったという意見があった。給食の食材を提供しているところを、何社かで競争させて実施すればいいと思う。あまり伸びていないのは、生徒にとって魅力がない食事だからではないかと思うので、そこは見直していただきたい。

<福井委員>

選択制デリバリー弁当についての審査は、総務文教分科会で実施したものである。言ってもらえるのはかまわないが、どういう話をしたかが多分皆さんにはわからないと思う。齊藤委員が言われたことも、当然見直しの1つであり、それをまとめて書いているので、そこをこのところを理解いただきたい。例えば、私が産業建設分科会の内容について、これはどうなっているのかと言っても、議論にならない。そここのところだけは、理解いただきたい。

<馬場委員>

私自身のことだが、51年前に中学校完全給食であった。これだけおこなわれているので、もう割り切って完全給食をやる。それも、京都一の穀倉地帯である亀岡で、おいしい米と野菜、そして、できるかわからないが、たまに亀岡牛を提供していく。そういう中で、やはり亀岡の子どもたちは育ち、大きくなっても亀岡へ戻ってこようという意識が醸成されると思う。学校給食法に従い、未来への投資ということで、着々とやるべきではないかというのが私の意見である。

<木曾委員>

馬場委員の言われることはよくわかる。しかし、今までかたくなに、教育委員会がそれを拒んできた。それを何とか突破しようとして、この選択制デリバリー弁当を入れる方向になってきた。ようやく、その道筋が出てきたのに、このデリバリーはだめだと言ってしまうと、それでも議論できなくなる。選択制デリバリー弁当や給食については、保護者も含め、考えていかなければならないという雰囲気をつくり、そういう方向に持っていかないと、行政としては財政等も含め、やはり無理だという話になってくると思う。だから、もう少し時間をおいて、給食は必要だということを、もっと我々が訴えていかないと、到達しないのではないか。決算審査で選択制デリバリー弁当はだめだということになり、中止することはないと思うが、例えば、決算では継続になっているが、次

は見直しになってしまったらどうするのか、という議論もこれから必要になるのではないか。完全給食については、議会でも議論してきたが、かたくなにそれを拒まれてきたことも事実である。そのきっかけをようやくつくったものであり、これをどう生かしていくかが大事であると思う。

<馬場委員>

私は、かたくなに完全給食と言っているわけではない。京都市は、選択制デリバリー弁当と完全給食を併用している。そういう形で子どもたちに保障していくということである。もう完全給食でなければ絶対いけないとか、デリバリーでなければ絶対いけないということではなく、亀岡にあった食材提供をどうするのかということ等を議論し、到達点、一致点を探していけばよいのではないかというのが私の考えである。

<竹田委員>

ちょっと混乱しているところがある。選択制デリバリー弁当が給食ではないということではない。その辺は混同せずに、給食の中でもデリバリー方式の給食をやっているところは全国にもある。やはり、私も基本的には給食にすべきだろうと思う。それはセンターとなるのか、デリバリーになるのかわからない。私も本会議で給食の重要性は言ったこともあり、その中で動いてきたものである。この事務事業評価の中では、選択制デリバリー弁当についてどうであったかということに私は主眼を置き、一定効果はあるだろうと思っている。しかし、今後、広げていった中で、これはあくまでも暫定的、試行的なものであり、その次にどうするかという議論が必ず出てくると思う。それは首長の判断であり、その判断に大きく圧力をかけられるのは、議会や保護者でもある。今までの流れであれば、1つの方向性が出てこないということがある。現在の給食センターで中学生の分をつくると、食数ではいけるが、量的には中学生が少し多くなるので、キャパシティを超えるということになる。そういうことも考えると、更新時期や、また、違う方向ということも今後出てくる。それは我々もまた研究していく部分もあると思うが、やはり給食とデリバリー、そして、現状と経過を見ながら、議会としての意見をまとめていくことも大事だと思う。

<酒井委員>

議会からしっかりと意見を伝え、圧力をかけていくという言葉があった。分科会での議論を少し聞いたが、選択制デリバリー弁当については、現状では給食の代わりにはならないので、今のまま広げていけばいいということではないという話だと理解している。このまま拡大していくという話にならないよう、前もって議会として意思表示していくことが必要ではないか。分科会の事務事業評価資料には「家庭における保護者の負担軽減が図れた」と書いてあるが、給食はそのためにするものではない。このような誤解に基づいたままで、執行部側の事業の手間が省けたからいいということで進められると困る。これを再確認の上、伝えていくのがいいと思った。

<三上委員>

理念からいうと、もう休止という話であったが、分科会としての総意としては、ここに書いてある形になっている。給食は教育の一環であり、学校給食法を順守し、給食を実施すべきというのは当然だという立場で話をした。その上で、評価の中に、「学校給食の完全実施を前提として」という文言が入っているところが1つ大事だということを確認していただけでよい。

<並河委員>

学校給食については、やはり早く実施してほしいという思いから、議会でもこの問題を取り上げた。亀岡市総合計画の前期基本計画については、中学校給食の項目はなかったが、議会が指摘し、後期基本計画では、中学校給食のあり方についての検討が明記された。それが1つ前進だという点がある。また、現在は選択制デリバリー弁当であるが、やはり「学校給食の完全実施を前提として」と、この事務事業評価結果にも書かれているので、きっちり何年度という目標を持って、皆さんの要望に添った形で実施できるよう準備し、計画を持ってやってほしいと思っている。

<小松委員長>

ほかの論点について意見はないか。

<酒井委員>

文化センターの運営経費については、不適切なことをされているのがわかっていて、これを認めていいのかということをお各委員に聞きたい。総務文教分科会では、人権福祉センターの件が具体的に出された。環境厚生分科会では、かねてから問題になっている老人福祉センターの違法な運営についても問題になっていた。平成29年度はどのように運営されていたかということ、今後改善していくとは言われているが、現状は改善されておらず、平成29年度も違法な状態だったということであり、これをどのように考えるか聞きたい。平成29年度は、公の施設の運営が不適切な状態だということをお各委員にわかっていて、対応してほしいと言うだけでいいのか。長年言ってきたことであり、これで済ますのはよくないのではないかと。議会として、全体会として、何かきちんと姿勢を示していきたいと思うがどうか。

<木曾委員>

違法状態だということをお各委員に認識しているのか。それを改善しようとしているのかがポイントだと思う。その点について、委員会ではどのような議論があったのか、もうひとつわからないので、少し教えていただきたい。

<酒井委員>

何がどのように問題かという話は、昨年度からずっとしてきているので、繰り返しになるところは省きたい。今後どうするかという話は別として、平成29年度決算としては違法である。理事者側がどうとらえているかというより、監査委員も人権福祉センターについては、違法だと言われた。もし、理事者がおそれを違法でないと思っているのであれば、それは争わなければいけないが、議会としてそれでいいのかということをお各委員に考えなければいけないと思う。平成30年度予算で、問題があるから認めな

いということにはしにくかったと思うが、平成29年度決算であり、そのやり方でよかったかどうかというときに、議会として、きちんとそれはだめだったと言うことが必要なのではないか。

<福井委員>

一定理解する。例えば、違法だとして、それを執行部に伝え、当然ながらおかしいという指摘をされている。特に総務文教分科会では、人権福祉センターの件があったので、おかしいということを伝えてきている。これは捉え方かもしれないが、決算を不認定にしなければならない理由にはならないと考える。例えば、執行部が何の努力もせず、何も改善されなかったら、やはりだめである。しかし、人権福祉センターについては、その経過の中で幾らか改善されている。具体的に言うと、鍵は渡さなかった等、たくさん細かい改善をされている。法的におかしいということはあるが、正常な状態を目指し、執行している以上、議会としては、それは認めていってもいいのではないか。

<酒井委員>

これがおかしいから、反対してほしいということを行っているのではない。ここで総務文教分科会から聞いたときに、まだ詰め方が甘いと考えた。答弁でも同じことしか言われておらず、話中だということだけで見過ごしてはいけないので、もう少し強い姿勢を示すべきではないかということである。改善しているのはわかっているが、まだ完全に解決していないので、後押しするために、全体会で委員の意見をいただき、何かの意思表示ができたらいいいということである。

<木曾委員>

人権福祉センターに関しては、私も一般質問した。事務事業評価結果に書いてある「一般質問の中で議員から指摘された」という部分も含め、市として約束した以上は、整理して結果をきちんと議会に報告することは大事なことであり、それ以上のことは何もない。正常に運営できていれば、何も問題はない。そういうことがやはり大事なことだと思う。また、その辺の歯切れが悪いというか、人権のくくりの中で言うと、全て許されるようなことを聞く。運営については、きちんと取決めた部分で、館を運営すべきということを行っているだけの話である。難しいことではないと思う。それをできないのは、何かあるとしか思いようがない。それはやはり整理すべきことだと思う。私も本会議で何度も言ってきたが、協議すると言われている。その実態については議論されたとは思いますが、なかなか改善できていないのが現状であると思う。議会としてもやはり、めり張りをつけて、しっかりするように、理事者に迫るべきだと思っている。

<酒井委員>

そこで提案だが、きちんと議会で期限を切って、それまでに片づけるということとした上で、どうなっているか、見に行くことも必要ではないか。明らかに具体例として出されているのが2件ある。ほかにもいろいろと、そんな使い方でもいいのかという事例が散見される。公の施設として市民の税金で建設し、運営されているものであり、どのように扱うか

については、本当に基本的なところであるので、しっかりとただしていく必要があると思う。

<三上委員>

期限を切るというやり方については、議論があるところでもある。これは議会だけが取り上げているのではなく、市民からもいろいろな意見が出ており、しっかりと見に行くことも含め、方法は考えることとして、もう少し強い姿勢を見せるということである。私も分科会の中で、副委員長としてただした。委員からは、この問題についてどう把握し認識しているのかと質疑されたが、まともな答えは返ってこない。いつから、どういう状態になっているかということも、こちらが聞かないと言ってこない。歯切れが悪く、誰を守っているのかというように聞こえる。職員が非常にしんどい思いをしているのであれば、その職員を守るべきであったと思う。そのことが平成28年度に大きくなったが、それまでの年度において配置されていた職員はどうであったのかということである。聞き取りをしていたかについても、本当は聞きたかった。そういうことも含め、全然明らかにされていないところがあった。部長答弁では、部落差別解消推進法ができたことで、差別解消に向けて、非常に意義のある施設だということが、最終的なまとめになっていたが、それもどうかと考える。市内全体の人権問題をきちっと扱っていたり、文化の発展に寄与していくという目標があるわけであり、そうやって部落差別を解消するために必要だという形で終わられても、そのおひざもとでもしもハラスメントがあったとすれば、それは人権侵害である。そういうことにきちっと目を向けられていないというのは、いかがなものかと思った。その辺は、もう少し厳しい文言にしてもいいのかと思う。

<福井委員>

期限を切って見に行くとしても、議会の制度的にどうなるのか私には理解できない。できるのであれば、やればよいと思う。しかし、決算特別委員会全体会としてできるのは、指摘要望事項か附帯決議を付けることしかないと思う。提案はよくわかるので、不足があるわけでも何でもないが、それをどうするのかというのは、私には理解できない。今出された選択制デリバリー弁当や公の施設について、決算特別委員会全体会として合意できれば、出していけばよいと思う。しかし、酒井委員が言われている、期限を切って見に行くということについては、誰が、どういう資格でどう見に行くのかが、制度設計できていないので、市議会としてはどう考えるのかということである。

<馬場委員>

制度設計については、予備日を充てることを含め、全体で合意できればできるのではないか。

<酒井委員>

期限を切って、この決算特別委員会で見に行くことができるかについてはわからないが、期限を明確に示さなければいけないというのは、同意いただけると思う。見に行くというのは、次の決算のときでもよいし、申し送ってもよい。本来は、今回の決算特別委員会の視察の対象として

もいいぐらい、以前から問題になっていることであった。手法についてはともかくとして、何かもう少し強い出方をしないと、なかなか解決しづらいのではないか。

<小松委員長>

決算特別委員会としては、できることが限定されるかもしれないが、今、酒井委員が言われた、来年度の決算特別委員会に申し送ることに対しての意見はないか。

(意見なし)

<小松委員長>

この決算特別委員会では、具体的に視察に行くということではなく、執行部側に強い改善点を求めることについては、今後、引き続き考えていくこととしてよいか。

<木曾委員>

東別院保育所が急傾斜地に建っており、過去の決算特別委員会で見に行ったことがある。しかし、何にも改善されないまま、まだ何かいろんな改良をしている。見に行ったからどうなるというわけではないが、もし確認できるのであれば、27日の予備日に見に行くのも1つの方法ではないか。どこに行くかについて決めればよいと思う。それについて、また、確認していけばいいのではないか。

<小松委員長>

木曾委員から、そういう話が出たが、今は自由討議の場であり、この場で何かを決定するというわけではない。

<齊藤委員>

見に行ったから、それが明確にどうこうするというものではないと思う。ずっと監視しているのであればわからないが、見に行っても仕方ないと思う。

<小松委員長>

委員間討議でいろんな意見があった。今の論点について、どうするか。

<事務局長>

これはあくまでも委員間討議であるが、これをどのように附帯決議や指摘要望につなげていくのかになると考える。

<西口副委員長>

委員間討議であり、意見をどんどん言う場であることを確認しておきたい。

<小松委員長>

今の論点については以上とする。ほかの論点はないか。

<福井委員>

ふるさと力向上寄附金がどれだけ入り、どこにどう積み上げられたかについて、全体像を見せてほしいと考える。

<酒井委員>

言われるとおりだと考える。ふるさと寄附金としていただいた後、どこにどう入り、何に使われているかということが、全体的によくわからな

い。分科会ごとに財源のところに書かれているが、どうしてここについているのかわからない。それは非常によくなくことであり、特に、次年度からは特定の目的で、ふるさと寄附金を集めたものが使われるようになっていくので、きちんとわかる説明が必要だと思う。

<木曾委員>

市長が市民とともに進めるまちづくりが一番多いようであるが、それ以外の項目もいろいろあるようである。例えば、全体の4億円のうち、2億円は市長が市民とともに進めるまちづくり、この分は観光や教育となっているという説明は必要だと思う。特に、これから自治会が実施されるので、そういうことも含め、何に使っているのかを明確にすることは、チェックする側として必要なことではないかと思う。

<福井委員>

この決算特別委員会で事務事業評価を実施して、もう9年ほどになると思うが、○×のつけ方や各分科会で3事業選定すること等について、今後考えるほうがいいと思う。分科会での文化センターや選択制デリバリー弁当等は重要な話である。事務事業評価であれば、事務事業だけの評価になる。早い段階で3事業を選び評価するのは、先進的な取り組みであったが、時代の変化に合わせていけばよいのではないか。

<三上委員>

ふるさと力向上寄附金が、どういう流れでどうなっているかについては、分科会でも少し話題になった。大事な財源が、どうなったかについて知る必要がある。市に一覧表があり、出せるのであれば、採決までの会派会議時に、その資料はあるほうがよいのではないか。可能であれば、そうしていただきたい。

<事務局長>

先ほどのふるさと納税の使われ方の資料について、今、財政課に確認している。資料が出せるということであれば配付する。

<小松委員長>

そのように取扱うがよいか。

—全員了—

<酒井委員>

資料配付はありがたいが、ふるさと納税自体もどうかということがわからない。ほぼ一般財源と捉えていいような寄附金であり、亀岡市民が外に、あるいは中に寄附されて、納税されるはずだったものが寄附金になっているものも含め、全体の効果額はどれぐらいあるのかということを見た上で、しっかり見ていかなければいけないと思う。それがわかる資料を、今すぐ出すことが無理であれば、そういった情報も付加した上で、今後いただくのが必要だと思う。また、福井委員が言われていた事務事業評価のあり方について、私も役割を終えたのではないかと感じている。もっと全体を見られる議論の後で、個別に見ていかないと、視野が狭くなっていくので、やり方を検討し、今後につなげていければよいと思う。キャッシュが全体的に苦しくなっているのも、特別会計を見ていれ

ばわかるが、昨年度から決算カードを配付することになったことも生かして全体で話す場がない。また、いろんなところで事業の整理をされているが、今、決算でやっている次の年度、つまり平成30年度に、整理・廃止された事業が、分科会ではいろいろと目につく。しかし、全体ではどうなっているのかわからないので、一覧で見ないことには、議論が深まっていけない。やり方をいろいろと工夫していく必要があると思う。

<馬場委員>

産業建設分科会の決算事務事業に関し、ふるさと納税における亀岡牛のヒレ肉が、店頭から一斉になくなった。ふるさと納税を議論されているが、どういう方向で運用していくかについて、今、資料請求されている中身も含め、見ていきたいと思う。

<小松委員長>

委員間討議は以上で終了する。ここで休憩を入れ、その間に会派会議を実施いただきたい。休憩後は討論、採決を行い、指摘要望等について協議する。また、事務事業評価結果についても、決算特別委員会全体の結果とするため協議する。

12 : 07

<休憩 12 : 07 ~ 14 : 05 >

14 : 05

○配付資料について

<小松委員長>

平成29年度京都亀岡ふるさと力向上寄附金の充当事業一覧表が提出された。これについて意見はないか。

<藤本委員>

寄附金の使い道というのは、もう決まっているわけであり、今後は決算のときに前もって出しておいていただく必要があると思う。

<酒井委員>

今回は急に言ったことに対応いただきありがたい。先ほど言ったように、外に出ていった分や、中に入ってきて返礼品がどれぐらい必要であるかということと、ふるさと寄附金のあり方についても見ていけるような資料を、次回からお願いしたいと思う。

(4) 討論

<酒井委員>

第6号議案、平成29年度一般会計決算について、反対の立場で討論する。先ほど、委員間討議の際にも申し上げた。平成29年度のお金の使い方や運営がどうであったかということであり、違法なものがある以上、議会としてだめだと言っていくことが大事だと考えるものである。

<竹田委員>

第6号議案、平成29年度一般会計決算について、賛成の立場で討論する。財政厳しい中でも、小学校のエアコン、また、医療費の助成等にも

取り組んでこられた。詳しくは本会議で述べたい。

<馬場委員>

私は、日本共産党議員団を代表し、第6号議案、平成29年度一般会計決算について、反対討論を行う。1点目は、2款総務費、マイナンバーカードにかかわって、住民票と印鑑証明書が従前の自動交付機を廃止し、コンビニ交付とすることとした事業である。運営負担金、保守管理業務委託を合わせ約500万円もかけながら、交付件数はわずか1,918件である。これは庁舎窓口での発行件数6万5,116件に遠く及ばない結果となった。2点目は、8款土木費、京都スタジアム（仮称）の用地を取得した約20億円についてである。1回目の場所がだめだからといって、2回目を買って移る。この市民負担は、赤ちゃんからお年寄りまで、1人当たり2万2,000円にも及ぶ。このことについて、認定できない。3点目は、3款民生費、文化センター運営経費の人権福祉センターの運営管理について、一般質問でも取り上げられてきたが、NPO法人との関係が、平成29年度中に解決されていない。ほかの公の施設でも指摘されていることを含め、反対討論とする。詳しくは本会議場で述べる。

<藤本委員>

第6号議案、平成29年度亀岡市一般会計決算について、賛成の立場で討論する。まず、歳入決算から歳出決算を引いた形式収支は、4億1,900万円の黒字決算である。また翌年度に繰り越すべき財源を控除しても、実質収支は3億8,100万円の黒字である。おおむね予算に沿った事務事業が執行されてきたものであり、賛成討論とする。詳細は、本会議で申し上げる。

<小川委員>

第6号議案、平成29年度一般会計決算について、賛成の立場で討論する。おおむね平成29年度予算に対して、財政厳しい中であるが、適切に執行されていた。詳しくは本会議場で述べる。

14 : 10

(5) 採決

第6号議案（一般会計）	賛成多数
（反対：酒井、三上、田中、並河、馬場）	
第7号議案（国保会計）	全員賛成
第8号議案（簡易水道会計）	全員賛成
第9号議案（休日診療会計）	全員賛成
第10号議案（地域下水会計）	全員賛成
第11号議案（介護保険会計）	全員賛成
第12号議案（後期高齢会計）	全員賛成
第13号議案（土地取得会計）	全員賛成
第14号議案（曾我部山林会計）	全員賛成
第15号議案（上水道会計）	全員賛成
第16号議案（下水道会計）	全員賛成

第 17 号議案（病院会計） 全員賛成
第 18～47 号議案（30 財産区） 全員賛成
第 49 号議案（上水道未処分剰余金） 全員賛成
第 50 号議案（下水道未処分剰余金） 全員賛成

14 : 16

（6）指摘要望

<小松委員長>

各分科会からの指摘要望事項を、決算特別委員会全体の指摘要望事項として取り扱うことについて意見はないか。

（意見なし）

<小松委員長>

そのほか、指摘要望事項について意見はないか。

<酒井委員>

人材確保と公の施設の運営の件については、指摘要望ではなく、附帯決議としていただけたらと思う。項目として追加の意見は特にはない。

<小松委員長>

指摘要望を附帯決議にしたいということであるが、附帯決議案が文書で提出されていない。また、その意見としては、指摘要望に入っていると考えるがどうか。

<酒井委員>

ここで、特に附帯決議について話す項目を設けられていないが、もし各委員がよいのであれば、先ほど申し上げた 2 点については、ここで附帯決議にしていきたいと思いますと思う。

<小松委員長>

今、酒井委員が、附帯決議案を提出したいということであるが、附帯決議案が文書で提出されていない。その取扱いについて、事務局に説明いただきたい。

<事務局長>

酒井委員から、2 点、附帯決議を出すことを述べられたが、そのうちの人材確保については、環境厚生分科会の指摘要望にも上がっているので、協議いただきたい。

<福井委員>

附帯決議にするかしないかということ以前に、先ほど、自由討議であった酒井委員の意見は、1 つは環境厚生分科会の指摘要望にあると思って見ていた。しかし、もう 1 点については、どういう文言で、何を目的に提出されたのか、きちんと説明してもらわないと、何のことかわからない。

<小松委員長>

再度説明を願う。

<酒井委員>

人材確保については、環境厚生分科会だけの問題ではないということで、

先ほど議論した。制度や仕組みを変えることで、これからの人材確保ができるのであれば、変えていくべきところは変えていただきたいという内容で、全体会として附帯決議を上げてほしいという意味である。これだけであれば、環境厚生分科会だけになってしまうので、ちょっと格上げしていただきたい。また、公の施設についても、環境厚生分科会では、事務事業評価ではなく、審査の中で話に出ていたが、文化センターとも通じるところがあるので、公の施設の管理という意味で、今までは指摘要望を出しておいて様子を見ようということであった。今回は、議会としてきちんと出していくのがいいということで、提案させていただいた。文面については、ここに書かれてあるものを、皆さんでアレンジしていただければよいと考える。

<小松委員長>

ただいま、酒井委員から、2件について附帯決議として上げたいということである。それについて意見はないか。

<木曾委員>

附帯決議としても、かまわないと思う。先ほども全体会として出ており、人事配置の問題もあったと思う。3年程度ですぐに異動し、専門性のあるところから外れてしまうと、すぐにいろんな問題が出てくることもあるので、全体の問題として、うまく文言をまとめ、それを附帯決議としてはどうか。

<小松委員長>

今の2件を附帯決議として上げたいということであるが、意見を聞きたい。

<福井委員>

言われる意味はわかるが、附帯決議としてこれを全員でまとめるという内容ではないと思う。ある程度の原案があり、これを附帯決議にするということであれば、諮ることができるかもしれない。私としては、環境厚生分科会から出された福祉部門の指摘要望で、十分果たせていると思うので、これについては指摘要望でいいと思う。しかし、もう1つについては、自由討議はしたが、文言が出てきていないので、どういう意図で重い附帯決議にするのか。それを見てもないと難しいと考える。

<馬場委員>

酒井委員からの提案であるが、環境厚生分科会の指摘要望については、全庁に渡るので、附帯決議にしてはどうか。また、木曾委員が言われたように、文言をさらに強化した形にするのか。その上で、附帯決議の文言については、起草する人を確定し、その文言でいいのかということになる。また、管理運営に関しては、指摘要望事項とは違うので、扱いは別になるという感じがする。環境厚生分科会で議論されていた公の施設については、同じように諮る必要があるのではないかと考える。

<木曾委員>

今の意見も参考にさせていただき、私の会派では、こういう方向でよいのではないかとということである。また、専門性のある職種の人事配置転換については、十分な配慮が必要だという内容について、附帯決議とし

てはどうか。全体にわたっているので、ここだけではなく、内容をうまくアレンジしていけばよい。

<小松委員長>

木曾委員から人事に関して、附帯決議にするという意見があった。基本的に文書で附帯決議案を提出するのが筋であるがどうか。指摘要望の中から話が進んで、附帯決議ということになったものである。

<酒井委員>

木曾委員が言われたが、文書にしなければならないことはないと思うが、もし必要であれば、少し時間をいただき、文書にしてもいいと思う。本来はここで話し合えたら、それで決められるものだと私は思っている。

<福井委員>

何も文書で出せと言っているのではない。正直私が聞いていても、わからない。木曾委員が言われたことも、環境厚生分科会の指摘要望に書いてあることとは全然関係ないということか。その辺の背景が聞いていても全然わからない。酒井委員の公の施設については、附帯決議にしたいという意図はわかる。しかし、文書を見なければ、どこまで言っているのかわからない。だから、出してもらってはどうかという提案をしている。

<小松委員長>

福井委員から、口頭で案を出すよりも、文書を出すべきとの意見もある。まず、今の酒井委員と木曾委員から、それぞれ1点ずつ附帯決議としての提案があったが、それについて、賛成するかどうか聞きたい。

<木曾委員>

今、どうするかということ、協議しなければならない。とりあえず1度文書を出して見てもらったほうがいいと思うので暫時休憩し、それを各委員に見てもらい、協議して取扱いを決めてはどうか。

<西口副委員長>

今、それを取り上げるかどうかを先に確認し、暫時休憩した後に、その文書を上げてもらうという形をとりたいという話をしようとしていた。先走ってやってもらったら困る。

<齊藤委員>

木曾委員が言われた、配置転換をしないと専門職はそこに所属したままになるということであった。それは、在職の人のことになるが、それはどうかと思う。

<木曾委員>

そうではなく、専門職として入ったとしても、何年かすると配置転換されたら、その人がやめてしまうかもしれない。それを歯どめするためには、専門性のあるところについては、配慮すべきではないかということである。

<齊藤委員>

簡単に言うと、現在いる人の配置転換をやめるということであるのか。

<木曾委員>

今いる人も、これから入る人も含めてである。

<小松委員長>

これを附帯決議として取り上げる前に、今、副委員長が言われたが、それを文書にして、まず諮るということでよいか。

—全員了—

<小松委員長>

では、その2点について、それぞれの委員は文書で提出いただきたい。

14:29

<休憩 14:29～15:25>

15:25

《附帯決議案》

○第6号議案 決算認定に対する附帯決議案（提案者：酒井委員）

「1 公の施設の管理運営においては、法令を順守し市民への説明責任を果たすこと。」

<小松委員長>

先ほどの附帯決議案について、木曾委員と酒井委員から附帯決議案が出された。まず、酒井委員から提案のあった、附帯決議案について質疑はないか。

<齊藤委員>

「公の施設の管理運営においては、法令を順守し」というのはわかるが、「市民への説明責任を果たすこと。」というの、「適正に運営する」や、「法令を順守し、適正に運営する」という文言であればいいが、よく理解できない。何を目的としているのかよくわからない。ちょっと納得できない。

<酒井委員>

いろいろな方面に配慮しての表現であったが、「市民への説明責任を果たすこと。」というの、いろいろ疑問があり、市民からも声が出ているので、そういったところにきちんとした説明ができるような運営をしてほしいという意味である。これで、別途説明の場を設け、報告するという事ではないので、この文言でいいと思う。さらに詳しく書くと、合意するのが難しくなるので、このあたりで合意いただければと思う。

<齊藤委員>

そもそもは、法令を順守して行っていないので、何とか適正にしようということである。その法令を順守して運営するという事で、それに特化してやったほうが、市民への説明責任については、もう常識的なことであるので、別に入れなくてもいいと思う。

<酒井委員>

ほかの委員もそう思うのであれば、それで結構だが、法令を順守することで終わってしまう。

<齊藤委員>

適正に運営するというのはいかがでしょうか。

<酒井委員>

まず「法令を順守し適正に運営する。」とすれば、文章としておさまりが悪いと思うが、それを整理いただけるのであれば、そのように変更していただいても結構である。

<小松委員長>

その附帯決議案の修正についてはできるのか。事務局に確認したい。

<事務局長>

今、ここで合意できるなら、それで結構である。

<馬場委員>

合意の前提として、適正に運営されてないから、この附帯決議案を出しているのではないか。

<小松委員長>

文言を私から申し上げる。「1 公の施設の管理運営においては、法令を順守し適正に運営する。」としてよいか。

<福井委員>

「適正に運営する。」で終わると、何のことかわからないので「適正に運営すること」としてはどうか。

<小松委員長>

「公の施設の管理運営においては、法令を順守し適正に運営すること。」でどうか。

<酒井委員>

意図はそのとおりで結構だと思うが、「公の施設の管理運営においては」で始まり、「運営すること。」で終わるので、「適正に行うこと。」等、もう少し言葉のおさまりがいいようにしたい。運営することで終わらないようにしたい。

<小松委員長>

文言については「1 公の施設の管理運営においては、法令を順守し適正に行うこと。」という文言で異議はないか。異議がなければ採決を行う。
(異議なし)

(採決)

第6号議案 決算認定に対する附帯決議案（提案者：酒井委員提案）

「1 公の施設の管理運営においては、法令を順守し適正に行うこと。」

賛成多数（反対：竹田）

○第6号議案 決算認定に対する附帯決議案（提案者：木曾委員）

「1 人材確保・定着に資するよう、制度の見直しを行うこと。」

(1) 非常勤嘱託職員の待遇を改善すること。

(2) 専門性の高い職員の異動について配慮すること。

<小松委員長>

次に、木曾委員から提案のあった、附帯決議案について質疑はないか。

<三上委員>

先ほどの委員間討議が全て反映されるわけではないのはわかるが、いわゆる非常勤嘱託職員が正職員になるのに壁があるのが問題だということ盛んに言われた。その文言を入れる必要はないのか。

<木曾委員>

その内容を入れてしまうと、いろいろと問題があるということで協議した。入れてしまうと、採用を固定してしまう内容にもなりかねない。そうすると、人事の全体を拘束してしまうので、少し見直したほうがいいという思いの中でなくした。

<三上委員>

どこでどう協議されたかわからないが、例えば非常勤嘱託職員の待遇及び任用のあり方を改善することを含めてもらえればよかったと思う。各委員の合意がとれるような文言になればよいと思う。

<福井委員>

「1 人材確保・定着に資するよう制度の見直しを行うこと。」は、1つでいいように思う。(1)(2)についても話はされたのかもしれないが、大きな目的は、人材確保の定着に資するよう制度の見直しを行うということだと思う。そうであれば、これ1つでわかる。これは私の提案だが、附帯決議ではなく指摘要望としたほうがやりやすいのではないか。

<木曾委員>

言われたた内容は、そのとおりだと私も思うので、(1)(2)を外し、一番上の目的として、人材確保・定着に資するよう制度に見直してほしいという、大きな中でくくるほうがいいと思う。それで、合意をいただけるのであればよい。

<小松委員長>

附帯決議にするのか指摘要望にするのか、福井委員に、もう一度確認したい。

<福井委員>

私の考えは、附帯決議として提出する以上は、(1)(2)を省き、この一番大きなところで出されれば、私としては乗ってもよい。

<小松委員長>

今の福井委員の意見であるが、(1)(2)を省き「1 人材確保・定着に資するよう制度の見直しを行うこと。」であれば、附帯決議でもよいということである。ほかに意見はないか。

<藤本委員>

「1 人材確保・定着に資するよう制度の見直しを行うこと。」の制度の見直しは、どのような制度のことであるのか。人事制度であるのか説明いただきたい。

<木曾委員>

人事そのものの内容になる。ここにある非常勤嘱託職員の待遇改善や、専門性の高い部分が、この中に入ってくる。それは含まれてくる分で、個々の分を、今言われたようになると、もう附帯決議でもいいが、全体から見れば、そういうふうに改善も含めてやればいいのではないかと思

う。そうすれば、先ほど三上委員が言われた内容も入ってくるのではないかと思う。

<奥野委員>

先ほど、福井委員が人材確保・定着に資する制度ということで、(1)(2)を省いて附帯決議案にするということと言われたが、附帯決議案よりも、この文言で指摘要望事項として取上げてはどうか。

<菱田委員>

私も、環境厚生分科会において、人材についてはいろいろと議論した。環境厚生分科会では指摘要望として上げているので、少し文言を整理し、指摘要望として上げてはどうかと考える。

<馬場委員>

私も環境厚生分科会で議論している。家庭相談員等設置経費の中で、専門性の高い人材を確保する仕組みづくりを進められたいとなっている。それについては、木曾委員が提案された(2)に反映されているので、私はこのままのほうが、附帯決議として一致できるのではないかと考える。

<藤本委員>

さきほど福井委員が言われた(1)(2)を外し、「1人材確保・定着に資するよう制度の見直しを行うこと。」について、専門性のある職員をしっかりと確保してほしいという趣旨から全く外れてしまい、意味がわからなくなってしまう。環境厚生分科会で本来言われている、非常勤嘱託職員の待遇と専門性の高い職員については、福祉部門に限定されていた。それをとってこのような形にするのであれば、土木建築や水道等の専門分野にも及ぶので、むしろ逆にこの(1)(2)を生かして、指摘要望にしたほうがわかりやすいのではないか。

<竹田委員>

これは質疑か、委員間討議か、それとも討論か。整理いただきたい。

<小松委員長>

質疑である。木曾委員から修正案が出たので、それについての質疑である。

<木曾委員>

附帯決議にするにしても、指摘要望にするにしても、私は基本的に、全会一致を見るほうがいいと思う。意見が割れているところもあるので、この文言を環境厚生分科会の指摘要望とあわせて、この中に盛り込んでいただきたい。それを充実した中で、指摘要望として整理することにしていただければよいと思う。

<小松委員長>

木曾委員からそのような意見があった。そういう形として、指摘要望でよいか。

<藤本委員>

そういう指摘であったので、それでいいのではないか。

<事務局長>

木曾委員の人材確保の定着については指摘要望とすることとされたが、

環境厚生分科会でも上がっているので、文案をもう1度整理していただきたい。

<藤本委員>

(2) 専門性の高い職員の異動について配慮することについて、環境厚生分科会では、専門性の高い職員の確保というように、その仕組みについての内容になっているので、「専門性の高い職員の確保及び異動について配慮すること。」とするほうが、意味がわかりやすいのではないか。

<馬場委員>

木曾委員が指摘された内容は、例えば土木の関係も含めている。しかし、これは環境厚生分科会で議論している指摘要望事項であるので、ここに入れられると戸惑う。そうするのであれば、全体のものとして1項目、指摘要望で入れたらどうか。

<福井委員>

馬場委員に賛成である。さっき少し違う意見を言ったが、これをこのまま指摘要望にするのであれば、4つ目に載せればいいのではないかと思う。

<小松委員長>

各分科会の指摘要望ではなく、決算特別委員会での指摘要望ということか、福井委員にもう一度確認したい。

<福井委員>

私の認識が違った。ここに出されている指摘要望には、総務文教分科会や環境厚生分科会、産業建設分科会と書いてあるが、この決算特別委員会の指摘要望となるのであり、出されるときには、分科会名は消える。だから4つ目なのである。木曾委員の提案の分だけが全体のものとなるのではなく、これら全てが全体会のものとなるのか確認したい。

<事務局長>

その通りである。指摘要望事項は全体会のものとなる。しかし、内容がかぶる部分が出てくると思うがそれでよいのか。環境厚生分科会が上げられた指摘要望事項について、後半の部分はまた別である。最初の「福祉部門」から「また、」までを削り、「事業の廃止・見直しについて、」として、4番目としてこれを加えることとしてはどうか。

<小松委員長>

環境厚生分科会でこのように指摘要望で上げているが、委員会としては、事務局案についてはどうか。

<平本委員>

環境厚生分科会で取り決めた内容であるので、勝手に了解ということは、なかなか言いにくい部分がある。ただ、今言われたように、分科会として上げるのではないのであれば、その辺で文言調整することも、致し方ないと思う。極力、分科会で決定した指摘要望の内容を大きく変えることがないようにお願いしたい。

<小松委員長>

平本委員の言われるとおりがと思うが、事務局、これを指摘要望としてまとめられるか。

<事務局長>

この意見について、正副委員長に一任いただけないか。

<小松委員長>

この件については指摘要望事項とすることとし、文言については、正副委員長に一任いただくことで異議はないか。

(異議なし)

15 : 49

(7) 事務事業評価の決定

<小松委員長>

分科会の事務事業評価結果について、決算特別委員会全体会の評価と決定し、執行機関に送付することに異議はないか。

(意義なし)

3 その他

(1) 決算特別委員会委員長報告について

[正副委員長一任を確認]

(2) 議会だよりについて

[正副委員長一任を確認]

[西口副委員長 あいさつ]

[湊議長 あいさつ]

[小松委員長 閉議]

散会 15 : 56